

公益社団法人一宮青年会議所会員資格規程

第1章 総則

第1条（本規程の目的）

本規程は、公益社団法人一宮青年会議所（以下「本会議所」という）定款に基づき、本会議所の会員資格に関する事項を定める。

第2章 入会

第2条（新会員加入審議に関する事項）

1. 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書により2人以上の正会員の責任ある推薦を受けて申込むものとする。
2. 正会員になろうとする者は、入会申込と同時に正会員の年会費の2分の1相当額を登録料として納入しなければならない。但し、第5項の規定により正会員予定者として承認されなかった場合はその登録料を返還する。
3. 正会員になろうとして入会の申込をなす者は、入会申込時において満37才未満でなければならない。但し、過去において本会議所での在籍期間が2年以上あり、在籍期間が1年以上見込める者についてはこの限りではない。
4. 正会員が正会員となろうとする者を推薦できる数は、1度に2人までとする。但し、その正会員になろうとする者の会員の選衡訓練及び拡大を担当する委員会の委員は推薦する資格を有しない。
5. 正会員になろうとする者は、拡大を担当する委員会の選衡を経た後、理事会の決議を経て正会員予定者として承認される。
6. 正会員予定者は、会員の選衡訓練を担当する委員会による6ヶ月の訓練期間を経た後、第3条2項の条件を満たした者が会員の選衡訓練を担当する委員会の推薦を受けて理事会の決議を経て正会員となる。
但し、本会議所又は他青年会議所での在籍期間が1年以上の者が入会を希望した場合は、会員の選衡訓練を担当する委員会の推薦を受け理事会の決議を経て正会員となる事ができる。
7. 同一会社より正会員として入会出来る数は2人を限度とする。
8. 入会月日は1月1日と7月1日とする。但し、再入会員については、理事会の決議により入会が認められた月からとする。再入会員は、入会年度の会費を12で除しこれに当該年度の残月数を乗じた金額を会費として納入する。

第3条（正会員予定者の出席義務）

1. 正会員予定者は、訓練期間中に開催される総会、例会および会員の選衡訓練を担当する委員会の指定する訓練の会合に出席しなければならない。
2. 正会員予定者が正会員の資格を得るために訓練期間中に70%以上の出席を要する。
3. 正会員予定者が6ヶ月の訓練期間経過時に正会員の資格を取得できないときは、正会員予定者としての地位を喪失する。

第3章 休会

第4条（休会）

- 正会員は、次の事由により長期間にわたり欠席を余儀なくされる場合、休会届けを提出し、理事会の承認を得て休会することができる。なお、理事会は、休会事由の有無に関する調査のため証明資料の提出を求めることができる。
 - (1) 病気療養及び看護、介護
 - (2) 出産・育児
 - (3) 長期にわたる出張、転勤、所属する会社の再建
 - (4) その他正当な理由がある場合
- 休会期間は、本人の申し出に基づき理事会の決議により決するが、その期間は1年を超えることはできない。但し、理事会の決議によりこれを延長することができる。

第5条（会員資格の停止・義務の免除）

- 休会中の正会員は、会員としての権利を行使することができない。
- 休会中の正会員は、総会・例会・委員会・各種大会等への一切の出席義務を免除する。
- 休会中の正会員は、その会費を免除することができる。会費の免除額は、当該年度の会費を12で除しこれに休会する月数を乗じた金額とする。当該年度の会費を既に支払済みの場合は、定款第14条第3項の規定にかかわらず、会費の免除額を返還するものとする。

第4章 退会及び除名

第6条（退会、会費の納入）

- 理事長が退会届を受理したとき、本会議所を退会する。
- 退会を希望する会員は、会費納入前に退会を届け出てもその年度の会費は納入しなければならない。但し、上期中に退会届けが受理された者は年会費の半額が免除される。

第7条（除名）

- 正会員が上期会費を6月30日、下期会費を12月31日までに納入しない場合は、総務を担当する委員会または局が実情を調査し理事会の決議を経て総会において除名することができる。
- 正会員にして年間実質出席率30%未満の場合は総務を担当する委員会または局が実情を調査し理事会の議を経て総会において除名することができる。

第5章 特別会員・名誉会員・賛助会員

第8条（特別会員）

- 特別会員を希望する有資格者は所定の入会申込書により申込むものとする。
- 特別会員は特別会費（終身会費）の納入によって終身会員となる。

第9条（名誉会員）

名誉会員の資格は理事会の推薦を受諾した時に始まり2年間を以て終る。

第10条（賛助会員）

- 賛助会員として入会を希望する個人または団体は所定の入会申込書により申込むものとする。

2. 賛助会員は入会と同時に当該年度分の賛助会費を納入する。

第11条（各種会合及び行事への出席・参加の権利）

特別会員、名誉会員および賛助会員は委員会、理事会を除くすべての会合または本会議所の実施するすべての行事に出席または参加することが出来る。但し、出席または参加にあたっては実費を負担する。

第12条（各種資料の配付）

特別会員、名誉会員および賛助会員は本会議所が発行する諸種の資料の配布を受けることが出来る。但し、配布に必要な実費を負担する場合がある。

第6章 入会金及び会費

第13条（入会金および会費の額）

1. 本会議所の入会金を次の通り定める。

入会金	30,000円
-----	---------
2. 本会議所の会費を次の通り定める。

(1) 正会員 年会費	120,000円
(2) 特別会員 終身会費	40,000円
(3) 賛助会員 賛助会費	一口5,000円

第14条（入会金の納入・免除）

1. 正会員予定者は正会員として入会が承認されたとき、ただちに所定の入会金を納入しなければならない。但し、指定の期日までに納入がない場合、入会を取り消すことができる。
2. 以前、正会員であったものが、一時その資格を喪失した後、再び正会員を希望して入会せんとする場合は所定の入会金の納入を免除する。

第15条（会費の納入時期）

会員は次の期日までに会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員は、原則として会費を毎年2月15日までに一括納入する。但し、会費を一括して納入できない場合は、分納届出書を提出の上、会費を上期会費及び下期会費の2回に分けて各2分の1ずつ分納することができる。分納する場合には、上期会費を2月15日までに、下期会費を6月30日までに納入する。
- (2) 正会員予定者は正会員として入会が承認されたとき、入会月日の翌月15日までに、所定の会費を納入する。
- (3) 特別会員は、入会申込書を提出した日より1ヶ月以内に特別会費（終身会費）として納入する。
- (4) 賛助会員は、毎年2月15日迄までに賛助会費を納入する。

第7章 雜則

第16条

本規程の施行に関する細則は理事会の議決を以って定める。

附則

1. 本規程は平成25年1月4日より施行する。
2. 本規程は平成25年12月20日改正し、平成26年1月1日より施行する。
3. 本規程は平成26年10月21日改正し、平成27年1月5日より施行する。